

認可地縁団体に係る税金の優遇措置

認可地縁団体は、法人税、固定資産税及び不動産取得税の課税対象者となりますが、収益事業の有無により減免措置があります。(以下の表を参照)

減免措置を受けるには申請が必要になることから、収益事業の有無にかかわらず、必ず市税務課及び税務署に御連絡ください。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割と法人税割 課税	笛吹市税務課 市民税担当 055-262-4111
	固定資産税	固定資産税の 評価額で課税 減免措置	固定資産税の 評価額で課税 課税	笛吹市税務課 資産税担当 055-262-4111
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割と法人税割 課税	山梨県 総合県税事務所 055-261-9116
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	減免措置	不動産を取得した 時点の評価額 課税	
国税	法人税	非課税	課税	山梨税務署 0553-22-1411
	登録免許税	課税	課税	